

# 事業系ごみ(一般廃棄物)の分け方・出し方

和泉市【令和7年7月発行】

和泉市では、循環型社会への転換を目指し、廃棄物の発生抑制・減量化・再資源化を推進しています。

家庭系ごみと同じように、事業所など（商店、飲食店、事務所、営業所、工場など）から排出される事業系ごみ（一般廃棄物）を今一度見直し、環境にやさしい事業所を目指して、ごみの減量、分別、リサイクルへの取り組みをお願いいたします。

## 令和元年10月1日から事業系ごみの収集運搬料金が改正されます

令和元年10月1日から収集運搬（継続）料金を下記のとおり改正します。

| 令和元年10月1日以降        |            |      |
|--------------------|------------|------|
| 週の収集回数が<br>2回まで    | 45ℓの袋1袋につき | 88円  |
|                    | 70ℓの袋1袋につき | 132円 |
| 週の収集回数が<br>3回または4回 | 45ℓの袋1袋につき | 110円 |
|                    | 70ℓの袋1袋につき | 165円 |
| 週の収集回数が<br>5回以上    | 45ℓの袋1袋につき | 132円 |
|                    | 70ℓの袋1袋につき | 198円 |

※収集運搬料金は消費税を含む

## 事業系ごみ(一般廃棄物)の処分は指定袋制です

泉北クリーンセンター（泉北環境整備施設組合）では、組合構成市（和泉市・泉大津市・高石市）の収集運搬許可業者が収集する事業系ごみ（一般廃棄物）について、ごみの減量・分別の促進を図り、受益者負担の原則などにに基づき適正かつ公平な負担をお願いするため、処分料を有料化しています。

可燃ごみの排出は、指定袋（色…透明 文字…ピンク色）を使用してください。

※資源ごみ（缶、びん、ペットボトル、古紙）及び直接搬入ごみは、必要に応じて、市販の無色透明または白色半透明のごみ袋を使用してください（指定袋で排出する必要はありません）。

| 指 定 袋（ごみ処分手数料）                                           | 事業系ごみの処理費用                          |
|----------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 45ℓ袋 1枚 70円<br>70ℓ袋 1枚 100円<br>※取扱店は、泉北クリーンセンターにご確認ください。 | ごみ処分手数料<br>（指定袋購入費用）<br>+<br>収集運搬料金 |

## 直接搬入ごみ（事前予約制）

事業系ごみ（一般廃棄物）は、自ら泉北クリーンセンターへ持ち込むことができます。

搬入する際にはあらかじめ分別し、ごみを投入する際には係員の指示に必ず従ってください。

### 持 込 方 法

事前予約の上、「一般廃棄物搬入申請書」（泉北環境整備施設組合ホームページからダウンロードもしくは和泉市生活環境担当などで配布）を事前に記入・押印し、泉北クリーンセンターへ搬入してください。事前予約は、下記【予約専用ダイヤル】または泉北環境整備施設組合ホームページからご予約ください。

|                    |                                      |
|--------------------|--------------------------------------|
| 施設の名称              | 泉北クリーンセンター（泉北環境整備施設組合）0725-41-2030   |
| 予約専用ダイヤル<br>（受付時間） | 0725-90-7844<br>月～金（平日のみ） 9:00～16:30 |
| 所在地                | 和泉市舞町87番地                            |
| 処理手数料              | 搬入量10kgにつき150円                       |

持ち込みできないものもありますので、裏面の「廃棄物の分類～事業系ごみ（一般廃棄物）とは～」をご覧ください。疑問に思われるものは事前に泉北クリーンセンターへお問い合わせください。

ごみを分けることがごみ減量の第一歩です。事業者のみなさんのご協力をお願いします。  
～ 混ぜればごみ・分ければ資源 ごみを減らす取り組みを！！ ～

## 事業者の責務

廃棄物処理法、また和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例により、事業者は、事業活動に伴って発生する廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。また、処理にあたっては、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するなど廃棄物の減量に努めるよう定めています。

## 事業系ごみ(一般廃棄物)の処理の仕方

事業所などの家庭以外(町会、自治会、子供会などのイベント活動によるものを含む)から排出される事業系ごみ(一般廃棄物)は、次のように処理(有料)をしてください。

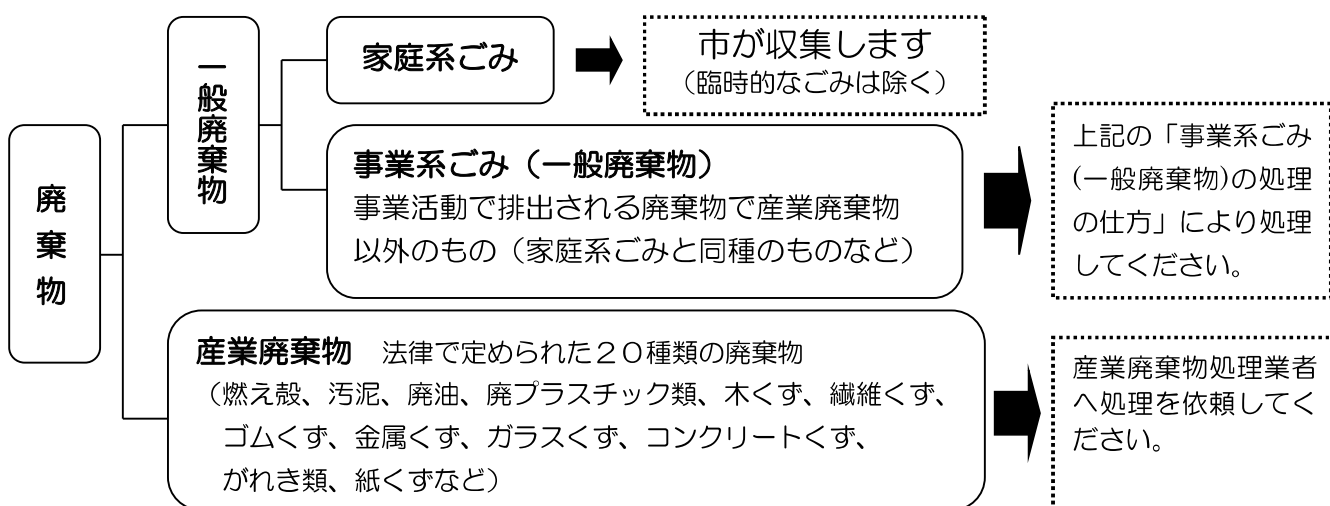
①各地域の一般廃棄物収集運搬許可業者に収集(有料)を依頼してください。

②泉北クリーンセンター(焼却場)へ直接搬入してください(裏面の「直接搬入ごみ(有料)」をご覧ください)。

※リサイクルできる紙類などは、再生資源業者(古紙回収業者)に回収を依頼することもできます。

(各地域の一般廃棄物収集運搬許可業者及び再生資源業者は、和泉市ホームページにてご確認ください。)

## 廃棄物の分類 ～ 事業系ごみ(一般廃棄物)とは ～



## 臨時ごみ

令和元年10月1日から収集運搬料金が改正されます。

臨時的なごみや多量のごみの処理は、各地域を収集している市許可業者に直接依頼してください。  
各地域の市許可業者が不明な場合は、和泉市ホームページにてご確認ください。

令和元年10月1日以降

収集運搬料金+処分手数料(目安)

※指定袋で排出する必要はありません

|        |                                            |
|--------|--------------------------------------------|
| 収集運搬料金 | 2tダンプ車1台につき 8,800円。<br>その量に満たない場合は、査定した金額。 |
| 処分手数料  | 2tダンプ車1台につき 7,500円。<br>その量に満たない場合は、査定した金額。 |

※収集運搬料金・処分手数料は消費税を含む

【問合せ先】和泉市 環境政策室 生活環境担当 TEL 0725-99-8122